



県章

山形県公報

令和2年3月10日(火)
第87号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

○山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……175

告示

○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……176

○道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同

○同……………(同) ……同

○県道の供用の開始……………(同) ……同

○公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……177

公安委員会関係

規則

○山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………同

選挙管理委員会関係

告示

○直接請求に必要な有権者の数……………180

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………181

規則

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第5号

山形県市町村振興資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県市町村振興資金貸付規則(昭和38年7月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ロ中「0.01パーセント」を「0.001パーセント」に、「第3位」を「第4位」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第126号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和2年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
特定農業用管水路等特別対策事業	小 田 島 地 区	令和元年9月20日

山形県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市竹原字鈴振り46番から 同 石仏43番2まで	旧	21.0メートル } 5.0	89メートル
南陽市竹原字鈴振り3226番から 同 石仏43番39まで	新	21.0メートル } 5.0	同 上

山形県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市竹原字下加津木沢22番6から 同 上加津木沢3288番1まで	旧	15.2メートル } 14.3	106メートル
南陽市竹原字石仏42番8から 同 上加津木沢3288番1まで	新	22.2メートル } 14.2	155メートル

山形県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年3月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 梨郷停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市竹原字鈴振り3226番から
同 石仏43番39まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月10日

山形県告示第130号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市内（相生町、福田町一丁目、福田町二丁目、大町一丁目、大町二丁目、門東町一丁目、門東町二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、本町一丁目、城南四丁目、桜木町、駅前二丁目、下花沢二丁目、東二丁目、東三丁目、中央一丁目、中央五丁目、春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、春日四丁目、金池二丁目、金池四丁目、金池五丁目、金池六丁目、金池七丁目、金池八丁目、鍛冶町、花沢町及び花沢町一丁目地内）
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年11月1日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級水準測量）

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第1号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の表生活安全部の項中「少年課」を「人身安全少年課」に改める。

第13条の2第1号中「整備計画の策定」を「整備の調整」に改める。

第19条第4号中「、行方不明者」を削り、同条中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 生活安全部に置く課の庶務に関すること。

第19条中第14号を第12号とする。

第21条（見出しを含む。）中「少年課」を「人身安全少年課」に改め、同条第7号を第11号とし、第6号を第10号とし、同条第5号中「幼児・児童虐待対策及び」を削り、同号を同条第9号とし、同条第1号から第4号までを4号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

(1) 子どもの生命又は身体を害する犯罪対策及び女性に対する性的犯罪対策に関すること。

(2) ストーカー対策及び配偶者からの暴力対策に関すること。

(3) 児童、高齢者及び障がい者の虐待対策に関すること。

(4) 行方不明者の発見活動に関すること。

第39条の表生活安全企画課の項中

人身安全関連事案対策室	第19条第10号から第12号までに掲げる事務
-------------	------------------------

 を

生活安全部総括室	第19条第11号に掲げる事務
----------	----------------

 に改め、同表中

少年課	少年サポートセンター	第21条第2号及び第5号に掲げる事務	を に改める。
人身安全少年課	少年サポートセンター	第21条第6号及び第9号に掲げる事務	

第40条第1項の表中

人身安全関連事案対策室	人身安全関連事案対策室長	上司の命を受け、人身安全関連事案対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を に改め、同条
生活安全部総括室	生活安全部総括室長	上司の命を受け、生活安全部総括室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	

第2項の表施設装備課の項中「第13条の2第1号」を「第13条の2第1号から第3号まで」に改め、同表中

	訟務官	上司の命を受け、第16条第4号に掲げる事務を整理する。	を
--	-----	-----------------------------	---

	訟務官	上司の命を受け、第16条第4号に掲げる事務を整理する。	に、
生活安全企画課	生活安全調査官	上司の命を受け、第19条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。	

通信指令課	通信指令指導官	上司の命を受け、第20条の2第2号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-------	---------	--	---

通信指令課	通信指令指導官	上司の命を受け、第20条の2第2号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に、
人身安全少年課	人身安全関連事案対策官 少年事件指導官	上司の命を受け、第21条第1号から第4号までに掲げる事務を整理する。 上司の命を受け、少年事件の捜査及び調査に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

	意見聴取官	上司の命を受け、第26条第8号に関する事務を整理する。	を
--	-------	-----------------------------	---

	意見聴取官	上司の命を受け、第26条第8号に関する事務を整理する。	に、
科学捜査研究所	科学捜査指導官	上司の命を受け、科学捜査に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

交通指導課	交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。	を
運転免許課	免許指導官	上司の命を受け、第33条第1号、第3号及び第5号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

交通指導課	交通指導官	上司の命を受け、第31条第1号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改める。
	交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。	
運転免許課	免許調査官	上司の命を受け、第33条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。	
	免許指導官	上司の命を受け、第33条第3号及び第5号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

別表(1)山形警察署の項中 「山形市七日町三丁目」 を

「山形市緑町三丁目」 に改め、同表酒田警察署の項中

「東 部 交 番 酒田市こがね町一丁目」 を

「東 部 交 番 酒田市こがね町一丁目
南 部 交 番 酒田市坂野辺新田」 に改め、同表(2)尾花

沢警察署の項中 「常 盤 駐 在 所 尾花沢市大字延沢
玉 野 駐 在 所 尾花沢市大字鶴巻田」 を

「玉 野 駐 在 所 尾花沢市大字鶴巻田」 に改め、同表酒田警察

署の項中 「緑ヶ丘駐在所 酒田市緑ヶ丘二丁目
黒 森 駐 在 所 酒田市黒森
広 野 駐 在 所 酒田市広野
新 堀 駐 在 所 酒田市新堀
飛 島 駐 在 所 酒田市飛島」 を

「飛 島 駐 在 所 酒田市飛島」 に改め、同表南陽警察

署の項中 「亀 岡 駐 在 所 東置賜郡高島町大字亀岡
二 井 宿 駐 在 所 東置賜郡高島町大字二井宿
和 田 駐 在 所 東置賜郡高島町大字馬頭」 を

「高 島 南 駐 在 所 東置賜郡高島町大字元和田
二 井 宿 駐 在 所 東置賜郡高島町大字二井宿」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第40条第2項の表の改正規定中

「 訟 務 官 上司の命を受け、第16条第4号に掲げる事務を整理する。」 を

	訟 務 官	上司の命を受け、第16条第4号に掲げる事務を整理する。	に、
生活安全企画課	生活安全調査官	上司の命を受け、第19条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。	

	意 見 聴 取 官	上司の命を受け、第26条第8号に関する事務を整理する。	を
--	-----------	-----------------------------	---

	意 見 聴 取 官	上司の命を受け、第26条第8号に関する事務を整理する。	に、
科学捜査研究所	科学捜査指導官	上司の命を受け、科学捜査に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

交通指導課	交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。	を
運転免許課	免許指導官	上司の命を受け、第33条第1号、第3号及び第5号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

交通指導課	交通指導官	上司の命を受け、第31条第1号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	に改める部分
	交通事故事件捜査統括官	上司の命を受け、第31条第3号に掲げる事務を整理する。	
運転免許課	免許調査官	上司の命を受け、第33条第1号に掲げる事務に関する調査事務を処理し、関係事務を整理する。	
	免許指導官	上司の命を受け、第33条第3号及び第5号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	

に限る。)は同年3月23日から、別表(1)の改正規定(

「山形市七日町三丁目」を

「山形市緑町三丁目」に改める部分に限る。)は同月26日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月10日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,423人
 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 215,144人
 県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,902人	上山市	8,762人	南陽市	8,846人
米沢市	22,586人	村山市	6,857人	東村山郡	7,236人
鶴岡市	35,736人	長井市・西置賜郡	15,514人	最上郡	11,073人
酒田市・酒飽海郡	33,132人	天童市	17,257人	東置賜郡	10,843人
新庄市	9,965人	東根市	13,216人	東田川郡	8,074人
寒河江市・西村山郡	22,473人	尾花沢市・北村山郡	6,580人		

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月10日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

別表第1研究職給料表適用職の項警察本部長の項本部の項中 科学捜査研究所長 を

に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項警察本部長の項本部の項中 調査官 を

調査官
統括保健師 に、上席保健師 を に改める。

別表第2警察官の職の項警察本部長の項本部の項職級3の欄中「課長」を 課長
科学捜査研究所長 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1研究職給料表適用職の項警察本部長の項本部の項及び別表第2警察官の職の項警察本部長の項本部の項職級3の欄の改正規定は、同年3月23日から施行する。

令和2年3月10日印刷 発行所 山形県庁
令和2年3月10日発行 発行人 山形県